



# 鳥取県公報

平成13年12月18日(火)  
第 7 3 4 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	鳥取県立夢みなとタワーの利用料金の一部改正 (690) (観光課) .....	1
	保安林の指定予定 (691) (森林保全課) .....	3
	県道の区域の変更 (692) (道路課) .....	3
	県道の供用の開始 (693) (＃) .....	4
	土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可 (694) (都市計画課) .....	4

## 告 示

### 鳥取県告示第690号

平成13年7月10日付鳥取県告示第423号（鳥取県立夢みなとタワーの利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第8条第2項の規定に基づき平成13年12月15日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成13年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
1 利用料金					1 利用料金				
(1) 略					(1) 略				
(2) 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室の利用料					(2) 多目的ホール及び映像シアターの利用料				
	金 額					金 額			
区 分	午前の 利用料	午後の 利用料	夜間の 利用料	全日の 利用料	区 分	午前の 利用料	午後の 利用料	夜間の 利用料	全日の 利用料
略					略				

映像シアター	2,600円	5,200円	6,500円	12,900円
企画展示室	2,700円	5,400円	6,800円	13,500円

## 備考

- 略
- 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室（以下「多目的ホール等」という。）を正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の利用料の額は、次の表に定める額とする。ただし、午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る利用料は、徴収しない。

区 分	金 額	
	正午から午後1時までの利用料	午後5時から午後6時までの利用料
略		
映像シアター	1,039円	1,560円
企画展示室	1,080円	1,620円

- 略
- 多目的ホール等を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に次の表に定める額を加算するものとする。

区 分	金 額			
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
略				
映像シアター	520円	1,040円	1,300円	2,580円
企画展示室	540円	1,080円	1,360円	2,700円

(3)及び(4) 略

2 略

映像シアター	2,600円	5,200円	6,500円	12,900円
--------	--------	--------	--------	---------

## 備考

- 略
- 多目的ホール及び映像シアター（以下「多目的ホール等」という。）を正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の利用料の額は、次の表に定める額とする。ただし、午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る利用料は、徴収しない。

区 分	金 額	
	正午から午後1時までの利用料	午後5時から午後6時までの利用料
略		
映像シアター	1,039円	1,560円

- 略
- 多目的ホール等を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に次の表に定める額を加算するものとする。

区 分	金 額			
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
略				
映像シアター	520円	1,040円	1,300円	2,580円

(3)及び(4) 略

2 略

**鳥取県告示第691号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1(1) 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字猪殺海側2175の1から2175の8まで

## (2) 指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町高尾字倉屋敷564、565、字小屋ノ谷上ミ平ラ680から683まで、字小谷684、685、字宮ノ向686

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第692号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年12月18日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成13年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
古長杉下線	東伯郡東伯町大字宮場字馬場山140 - 1 地先から同大字字上 工原35 - 1 地先まで	変更前	6.0 ~ 13.0	263.5
		変更後	9.8 ~ 39.5	261.3

**鳥取県告示第693号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年12月18日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成13年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
古長杉下線	東伯郡東伯町大字宮場字馬場山140 - 1 地先から同大字字上 工原35 - 1 地先まで	平成13年12月19日

**鳥取県告示第694号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、鳥取市円護寺団地第二土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 事業施行期間

平成12年11月17日から平成15年3月31日まで

## 2 施行地区

追加する部分

鳥取市円護寺字居屋敷の一部

## 3 事務所の所在地

変更前 鳥取市東町一丁目271

変更後 鳥取市立川町六丁目176

## 4 設立認可の年月日

平成12年11月9日

## 5 事業年度

4月1日から翌年3月31日まで

## 6 公告の方法

事務所内の掲示板等に掲示して行う。

## 7 変更認可の年月日

平成13年12月12日